

議会運営委員会

令和4年5月12日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 第88回市議会臨時会の運営等について

ア 第88回臨時会の日程等について

イ 理事者側への出席要請の範囲について

(2) その他

初常任委員会の開始時間の変更等について

3 その他

第88回臨時会の日程等について

記

1 上程議案とその取扱いについて
別紙のとおり

2 日程及び会期等

(1) 日 程

5月17日（火） 午前9時30分から 議員協議会
午前10時00分から 本会議（第1日）
午前10時30分から 総務産業常任委員会
午前11時00分から 文教民生常任委員会
午前11時30分から 予算常任委員会

18日（水） 正午 討論通告締切

19日（木） 午前10時00分から 本会議（第2日）

※審議等の状況により、時間が前後する場合があります。

(2) 会 期

5月17日（火）から19日（木）までの3日間

3 会議録署名議員

第1日 4番 杉本 佳隆議員 11番 東野 敏弘 議員

第2日 5番 森脇 久夫議員 10番 高瀬 洋 議員

(別紙) 第88回西脇市議会臨時会 (令和4年5月)

議案等	件名	5月17日(火) 午前10時 本会議	17日(火) 午前10時30分 総務産業	17日(火) 午前11時00分 文教民生	17日(火) 午前11時30分 予算	19日(木) 午前10時 本会議
西監報第3号	例月出納検査の結果について(報告)	諸報告	6月定例会で調査			
西監報第4号	例月出納検査の結果について(報告)	〃	〃			
報告第3号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	〃		6月定例会で調査		
報承第1号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	提案説明	……○……	……………	……………	委員長報告～採決
議案第33号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	……………	……○……	……………	〃
議案第34号	西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	……………	……○……	……………	〃
議案第35号	令和4年度西脇市一般会計補正予算(第1号)	〃	……………	……………	……○……	〃

第88回市議会臨時会提出議案の概要

◆報承第1号 西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。（本条例改正については、令和4年3月31日付けで専決処分）

2 改正の概要

(1) 対象税 固定資産税・都市計画税

(2) 内容 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和措置の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする。

※都市計画税についても同様

3 施行期日

令和4年4月1日

◆議案第33号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を行うため。

2 改正の概要

(1) 減免基準

ア 対象となる保険税

令和3年度分（随期）及び令和4年度分（第1期から第9期）国民健康保険税で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

イ 対象となる世帯

令和3年度と同様、次のいずれかに該当する世帯

(ア) 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯で、次のいずれにも該当するもの

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下

iii 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得

以外の前年の所得の合計額が 400万円以下

(2) 申請期限

規則で定める日

3 施行期日

公布の日（令和4年4月1日から適用）

◆議案第34号 西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免を行うため。

2 改正の概要

(1) 減免基準

ア 減免対象となる第1号保険料

令和3年度及び令和4年度の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

イ 対象者

令和3年度と同様、次のいずれかに該当するもの

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれる世帯で、次のいずれにも該当する第1号被保険者

i その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

ii その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下

(2) 申請期限

規則で定める日

3 施行期日

公布の日（令和4年4月1日から適用）

◆議案第35号 令和4年度西脇市一般会計補正予算（第1号）

・新型コロナウイルス感染症対応に係る補正 48,318千円

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業
- ア 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・その他低所得の子育て世帯（令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の物価高騰等の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
 - イ 児童一人当たり一律5万円

第 88 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容
一般会計(第1号)	20,390,000	48,318	20,438,318	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業 47,501 人件費(会計年度) 817 合 計 48,318 (財源内訳) 特定財源 48,318 一般財源所要額 0

理事者側の出席者について

1 現行の取扱い

定例会・臨時会の区別なく、出席者名簿（常時出席者）を作成し、総括的に出席を求めている。

2 地方自治法の規定

（長その他役員等の出席義務）

第 121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、**議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは**、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

2 第 102条の 2 第 1 項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(1) 概説

本条は、長等に議場出席義務が生じる要件（1 項本文）とともに、同義務が解除される場合の要件と手続（1 項ただし書）、そして、通年会期の議会である場合における議長の配慮義務（2 項）について定める。

(2) 本条の趣旨

本条 1 項本文は、長その他の執行機関が議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないものとしているが、このことは、反面、長その他の執行機関が当然に議会に出席することができるわけではないことを示す。したがって、原則として、長その他執行機関は議会に出席することができず、議長から議会の審議に必要な説明のため出席を求められたときに限って議場に出席しなければならないとされている。

なお、平成 18 年改正以前の本条は、長等に議場出席義務が発生する場合を、「**説明のため議長から出席を求められたとき**」としていた。しかし、長等の議場出席が行政執行の効率性に与える影響については、従来から種々の議論がなされていたところであり

①第28次地方制度調査会は、「議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである」としていた。これを受けて、平成18年の本法改正が、「議会の審議に必要な」という文言を挿入し、長等に出席義務が発生する場合を限定したという経緯がある。

それでも、長等の負担増大に対する強い懸念が全国知事会等から表明され、第30次地方制度調査会は、「地方公共団体を代表する立場にある長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである」と提案する。これを受けて作成された「地方自治法の一部を改正する法律案」に、本条1項ただし書の定めを内容とする改正案が盛り込まれた。

(3) 説明のための委任、嘱託

執行機関が何人に説明の委任又は嘱託をするかどうかについては、議会は関与することはできず、執行機関の任意であると解されている。したがって、議会が補助機関たる職員を指名して説明のため出席を求めることは妥当でないが、あらかじめ執行機関において委任又は嘱託をした職員の範囲について議会に通知してあるような場合においては、議会が指名することも差し支えはないであろう。

3 近隣の状況

団体名	定例会	臨時会	備考
明石市	ほぼ全員	関係部署	臨時会のみ都度決定
加古川市	〃	〃	都度決定
三木市	〃	〃	〃
高砂市	〃	ほぼ全員	当初決定。臨時会も同様（関係部署のみに変更する場合等は議運で判断）
小野市	〃	関係部署	都度決定
加西市	〃	ほぼ全員	都度決定（コロナ禍のみ限定）
加東市	〃	関係部署	都度決定

（R 4 . 5 聞取り）